

東京都江戸東京博物館
(分館 江戸東京たてもの園含む)
東京都写真美術館
東京都現代美術館

業務内容及び管理運営の基準

第1部 総合調整・共通事項

平成19年1月
東京都生活文化局

— はじめに —

「業務内容及び管理運営の基準」の構成について

東京都江戸東京博物館（江戸東京たてもの園含む。）、東京都写真美術館及び東京都現代美術館の管理運営に関する指定管理者の業務内容及び管理運営の基準は、以下のとおり構成される。

第1部「総合調整・共通事項」

第2部「東京都江戸東京博物館（分館 江戸東京たてもの園含む）」

第3部「東京都写真美術館」

第4部「東京都現代美術館」

第1部「総合調整・共通事項」では、東京都江戸東京博物館（江戸東京たてもの園含む。）、東京都写真美術館及び東京都現代美術館の管理運営に関する業務のうち、3館の総合調整及び共通事項等について提示する。

目 次

第1 東京都の文化振興施策と都立文化施設

- 1 基本的考え方 4
- 2 東京都の文化振興施策と都立文化施設における施策の方向性 5
 - (1) 東京都の文化振興施策の方向性について —「東京都文化振興指針」—
 - (2) 都立文化施設における文化振興施策の方向性

第2 東京都江戸東京博物館・東京都写真美術館・東京都現代美術館の管理運営について

- 1 目 的 6
- 2 指定管理者に期待すること 6
- 3 東京都江戸東京博物館・東京都写真美術館・東京都現代美術館の管理運営の基準
- 3-1 総合調整 6
 - (1) 総合調整
 - (2) 事業に関する業務の調整
 - (3) 館の運営に関する業務の調整
 - (4) 組織や人材に関する業務の調整
 - (5) 館の管理に関する業務の調整
 - (6) その他
- 3-2 会計の管理 7
 - (1) 経理責任者等の報告
 - (2) 会計の管理
 - (3) 利用料金の取扱い
 - (4) 収支計画を上回る利益の取扱い
- 3-3 3館の共通事項など 8
 - (1) 業務の品質管理
 - (2) 個人情報の保護
 - (3) 守秘義務の遵守
 - (4) 情報公開
 - (5) 行政手続の運用
 - (6) 東京都との連携体制の確立
 - (7) 調査対応・資料作成
 - (8) 都庁広報への協力

- (9) 要人の来館への対応
- (10) ネームプレート着用の励行
- (11) 東京ロケーションボックス等への協力
- (12) 第三者への委託の禁止
- (13) 2016年オリンピック東京招致等への協力

3-4 その他 **9**

第1 東京都の文化振興施策と都立文化施設

1 基本的考え方

江戸開府以来400年にわたる江戸・東京の豊かな文化をいかにして将来へ伝え、発展させていくか。太平の世が250年続いた江戸では、日本独自の文化・芸術が花開くとともに、「江戸っ子」と呼ばれる、当時世界最大の都市・江戸ならではの気質も育まれてきた。その多様で厚みのある歴史と伝統は、確実に現在の東京へと引き継がれている。世代を超えて連なるかけがえのないものを未来につないでいくことは、後の世代に対する責任であり、こうした営みの積み重ねにおいて、美術館・博物館の果すべき役割は大きい。

東京都江戸東京博物館（分館 江戸東京たてもの園含む。）、東京都写真美術館及び東京都現代美術館は、それぞれの条例に基づいて設置され、各々個性豊かな特長ある美術館・博物館として発展してきた。

これらの美術館・博物館においては、人類の文化遺産である芸術作品や貴重な資料を散逸させることなく、次世代の人々に、そして未来の社会に継承していく。また、各々の特長を活かしながら、歴史的価値のある文化遺産から現代の芸術作品に至る幅広い分野を対象として、資料の収集、保存、展示、教育普及、調査研究などを行い、文化の振興に寄与していく。

美術館・博物館は、人々が文化や歴史と出会い、学び、新たな文化を育み、そして次世代に伝えていくという、「人類の叡智の営み」そのものであり、それは、将来も変わることはない普遍的使命である。

※ 各館条例

— 各館条例に定める設置目的より —

【東京都江戸東京博物館の設置目的】

江戸及び東京の歴史と文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示して、都民の利用に供するとともに、都民の江戸及び東京の歴史と文化に関する活動並びにそれを通じた交流の場を提供し、もって都民の教養、学術及び文化の発展に寄与する。

【東京都写真美術館の設置目的】

都民のための写真及びその他の映像に関する文化の振興を図る。

【東京都現代美術館の設置目的】

現代美術を中心とする美術作品その他の美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示して、都民の利用に供するとともに、都民の美術に関する活動の場を提供し、もって都民の教養、学術及び文化の発展に寄与する。

2 東京都の文化振興施策と都立文化施設における施策の方向性

指定期間（平成21年度から平成28年度まで）に該当する期間の東京都の文化振興施策と都立文化施設における施策の方向性は以下のとおりである。

(1) 東京都の文化振興施策の方向性について — 「東京都文化振興指針」 —

東京都は、平成18年5月、「東京都文化振興指針」（以下、「指針」という。）を策定した。「指針」は、世界が文化的魅力を感じ、都民が文化的豊かさを誇ることができ、文化創造の基盤が充実した「創造的な文化を生み出す都市・東京」を目指すため、平成27年度（2015年度）までのおおむね10年間を展望した都の文化振興の考え方や方向性を示し、今後の文化振興施策の基本となるものである。

(2) 都立文化施設における文化振興施策の方向性

指針においては、美術館・博物館について、文化の継承・発展の施策におけるその役割と重要性について、改めて明記するとともに、文化の創造のためには、まず文化の継承が前提であり、現在の文化施設が将来の社会から期待される役割を果たすために、常に「未来への投資」の視点が必要であるとしている。

また、都立文化施設は、企画力やサービスの向上に取り組み、東京が持つ豊かな文化の潜在力を引き出し、開花させていく場として重要な役割を果たしていくとの以下の施策の方向性を示した。

指定管理者には、指定期間における各館の管理運営について、指針が示す施策の方向性を十分踏まえて実施していくことを求めることとする。

ア これからの都立文化施設は、人類の文化遺産である芸術作品や貴重な資料の次世代への継承という基本的役割はもちろんのこと、若手アーティストの支援や子ども向け教育プログラムの充実など、都の文化政策を実現する拠点として、相互に連携・協力してその役割を果たしていく。

また、情報センター機能や、スタッフの育成など、文化創造基盤の整備においても、その役割を担っていく。

イ 都立文化施設の運営や事業の企画に当たっては、産業・観光振興やスポーツイベントなどの他の施策や事業との連動を十分考慮するとともに、都立文化施設相互はもとより、芸術文化団体や他の文化施設などとの連携を図っていく。

第2 東京都江戸東京博物館・東京都写真美術館・東京都現代美術館の管理運営について

1 目的

東京都江戸東京博物館（江戸東京たてもの園を含む。）、東京都写真美術館及び東京都現代美術館は、前述のとおり、それぞれの条例に基づいて設置され、各々個性豊かな特長ある美術館・博物館として発展してきた。

各館の「業務内容及び管理運営の基準」に基づき、その基本的使命の追求に努め、各館の魅力のさらなる向上を図っていく。

さらに、特長ある3館の総合的なポテンシャル（潜在力）の発揮と相乗効果により、東京の文化の魅力の創造と発信に寄与していくことを目的とする。

2 指定管理者に期待すること

今回、指定管理者の選定にあたっては、東京都江戸東京博物館（江戸東京たてもの園を含む。）、東京都写真美術館及び東京都現代美術館の3館を一つの指定単位とし、指定期間は8年間と設定した。

指定管理者には、規模的・時間的なスケールメリットを活用して、さらなる運営の改善、経営の効率化・コスト削減に努め、そして、その成果をサービスの向上や魅力ある企画の実施などへ活かし、事業の充実に向けて創意工夫していくことを求める。

例えば、スケールメリットの活用は、単館のみの運営では企画としては魅力的であっても、収支上の理由等から実現困難であった事業への取組を可能とする。

また、8年間の指定期間は、長期の準備期間を要する大型企画への取組を可能とするばかりではなく、地道な資料の収集・調査研究活動等の成果を展覧会として開花させていくなど、各館の専門的機能を十分に発揮させることができる。

さらに、各館のポテンシャル（潜在力）の発揮と相乗効果によって、3館の総合力をさらに高め、東京の文化の魅力の創造と発信に寄与するとともに、産業・観光振興、オリンピックをはじめとするスポーツイベントなど、東京都の他分野の政策との連携・協力がより効果的かつ効率的に行われることになる。

指定管理者には、優れたマネジメント力、各館の専門分野に関する豊かな知識と高度の専門性の継続と蓄積、また、都立文化施設の管理運営にあたる者として、特定の利益や価値に左右されない、高い公益性と信頼性を求めるものである。

3 東京都江戸東京博物館・東京都写真美術館・東京都現代美術館の管理運営の基準

指定管理者は、東京都江戸東京博物館（江戸東京たてもの園を含む。）、東京都写真美術館及び東京都現代美術館の管理運営にあたっては、各館の「業務内容及び管理運営の基準」に基づき、各館の特長と専門性を活かした管理運営を行う。

また、東京都江戸東京博物館（江戸東京たてもの園を含む。）、東京都写真美術館及び東京都現代美術館の緊密な連携を図り、効果的な事業展開、相互連携による相乗効果の発揮及び効率的な運営に努める。

3-1 総合調整

(1) 総合調整

指定管理者は、各館の特長や独自性を十分活かしながら、必要に応じて、3館の業務を調整する。

また、館長連絡会議の設置など、館と館との調整や事業の連携を行う仕組み及び意思決定経路を明確にするとともに、責任体制を明らかにする。

組織、人事、会計、事業企画、庶務、契約等についても、必要に応じて調整を行う。

(2) 事業に関する業務の調整

指定管理者は、各館の「業務内容及び管理運営の基準」に基づき、各館の特長と専門性を活かした事業を実施する。

また、3館が相互に、あるいは他の美術館や博物館と連携・協力して、単独の文化施設ではできない、幅広い、多彩な事業も行うこととし、そのために必要な調整を行う。

企画・実施にあたっては、上記2に前述したとおり、規模的・時間的なスケールメリットを活用して、各館の事業の充実に向けて創意工夫していく。

ア 3館の事業の調整及び連携については、別添「提案課題」において提案を求める。

なお、事業の連携にあたっては、各館の事業計画との整合性を確保するよう努める。

イ 事業の提案にあたっては、各館の「業務内容及び管理運営の基準」に基づき、各館の特長と専門性を活かす。

ウ 事業の連携については、3館の連携を原則とするが、事業によっては、3館のうち2館による連携や3館以外の都立文化施設及びその他の文化施設との連携も積極的に行っていく。

(3) 館の運営に関する業務の調整

指定管理者は、各館の「業務内容及び管理運営の基準」に基づき、各館の特長を活かして、各施設の運営や利用者サービスの提供を行うとともに、総合的にサービスの向上に努める。

(4) 組織や人材に関する業務の調整

指定管理者は、各館の「業務内容及び管理運営の基準」に基づき、各館の特長と専門性を重視した執行体制を確保し、明確な責任体制の構築に努める。また、効率的かつ効果的な組織運営と人材活用に取り組む。

(5) 館の管理に関する業務の調整

指定管理者は、各館の「業務内容及び管理運営の基準」に基づき、各館の特性に留意し、東京都との密接な連携の下、善良な管理者の注意義務をもって施設設備等を適切に管理する。また、効率的かつ効果的な管理運営に努める。

なお、危機管理については、各館いずれも多数の来館者を迎える集客施設であることから、来館者及び職員の安全確保には、平常時から特段の注意を払い、また、非常時の対応にも万全を期さなければならない。

(6) その他

指定管理者は、上記の事項の他、公募要項及び各館の「業務内容及び管理運営の基準」等に定める事項について、必要に応じて、3館間の調整を行う。

3-2 会計の管理

(1) 経理責任者等の報告

東京都の委託料（指定管理料）を管理する組織を明確にし、経理責任者を事前に東京都

に報告しなければならない。

(2) 会計の管理

管理運営業務の実施にあたっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に区分し、3館総合の会計及び各館ごとの会計として、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること。

上に定める3館の管理運営に係る会計は、応募団体や代表団体及び構成団体（共同事業体の場合）自体の口座とは別に、3館専用の口座により管理すること。

(3) 利用料金の取扱い

利用料金は、各館の設置条例及び同施行規則に定める範囲内で、指定管理者が東京都の承認を受けて定める。指定管理者は、利用料金の額や後納、減免、還付の事由等について定める規程を作成し、東京都に提出して承認を得なければならない。利用料金の額等を変更する場合も、同様の手続きを必要とする。

なお、利用料金の承認基準については、公募要項によること。

(4) 収支計画を上回る利益の取扱い

3館の管理運営業務（自主事業等を含む。）全体において、毎年度開始前に東京都へ提出する収支計画を上回る利益が発生した場合の取り扱いについては、別添「提案課題」において提案を求める。

3-3 3館の共通事項など

指定管理者は、各館の「業務内容及び管理運営の基準」に基づき、下記の事項について、業務を行う。

また、3館の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的・効率的な取組に努めることとする。

(1) 業務の品質管理

業務の品質管理と更なる向上を図ることを目的として、指定管理者は、利用者をはじめ、ニーズの積極的な把握に努めるとともに、業務活動や経営資源の効率化なども含めた自己評価を実施する。また、年間での事業成果については、自己評価を行うとともに、PDCAサイクルを取り入れ、次年度以降の業務に反映させ、業務のより一層の品質管理を図る。

(2) 個人情報の保護

ア 指定管理者、指定管理者が使用する職員その他各館の管理運営業務に従事する者は、業務上知り得た個人情報を目的外に使用し、又はみだりに第三者へ漏らしてはならない。指定期間終了後若しくは指定の取消後又はその職を退いた後も同様とする。

イ 前号に定める個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）又は指定管理者の内部規程及び別紙「個人情報の保護に関する特記事項」に従い適正な管理を行い、漏えい、滅失、き損等がないよう必要な措置を講じなければならない。

(3) 守秘義務の遵守

ア 指定管理者、指定管理者が使用する職員その他各館の管理運営業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。指定期間終了後若しくは指定の取消後又はその職を退いた後も同様とする。

イ 前号に定める秘密に関する情報については、規程を定めて適正な管理を行い、必要な

措置を講じなければならない。

(4) 情報公開

指定管理者は、文書の開示等については、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に準じて規程を定め、積極的な情報の公開に努めなければならない。

(5) 行政手続の運用

貸出施設の使用承認等行政処分を行う場合においては、東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）の規定に基づき、適切な措置を講じなければならない。

(6) 東京都との連携体制の確立

東京都と指定管理者は、指定期間において3館を管理運営するパートナーとして、日常から迅速な情報伝達と連絡調整に努める。なお、東京都は、他の都立文化施設の指定管理者も含めて定期的に意見交換を行う場として、連絡会等を設置することがある。

(7) 調査対応・資料作成

指定管理者は、各館が都立文化施設として、国、東京都及び他の自治体等から各種調査や資料作成、現場視察等の依頼を受けたときは、館の管理運営に支障を来たさない範囲内で協力すること。

(8) 都庁広報への協力

都庁記者クラブへのプレス発表、都庁窓口におけるチラシ等の配布、「広報東京都」や公式ホームページ等の東京都広報媒体への記事掲載など、東京都が実施する各種広報活動について、指定管理者は原稿作成やチラシ送付により協力する。

(9) 要人の来館への対応

指定管理者は、皇族、海外からの賓客・各国大使等及び東京都知事などの要人が来館する時は、東京都をはじめとして宮内庁、各国大使館等、国の各省庁、警視庁などと連絡・連携を緊密にし、各館の信用を失墜することのないよう警備等に万全を期さなければならない。

(10) ネームプレート着用の励行

3館の管理運営に携わる全てのスタッフは、来館者に対して館の関係者であるということがわかるよう、ネームプレートを必ず着用する。

(11) 東京ロケーションボックス等への協力

指定管理者は、東京の文化の発信力を高めるため、東京のPRに資する映画やテレビドラマ等の撮影に協力すること。

(12) 第三者への委託の禁止

指定管理者は、各館の管理運営に係る業務を一括して第三者に委託することはできない。

(13) 2016年オリンピック東京招致等への協力

東京都は2016年のオリンピック開催招致を目指しており、今後、様々な事業が展開される見込みであり、指定管理者は、東京都の事業計画（今後策定予定）に協力する。

3-4 その他

本件「東京都江戸東京博物館（江戸東京たてもの園を含む。）、東京都写真美術館及び東京都現代美術館の管理運営に関する指定管理者」の業務に関して定めのない事項あるいは不明な点については、東京都と指定管理者との間において協議の上、定めるものとする。